

地域運営組織・指定地域共同活用団体について

総務省自治行政局市町村課
総務省 地域力創造グループ[°] 地域振興室

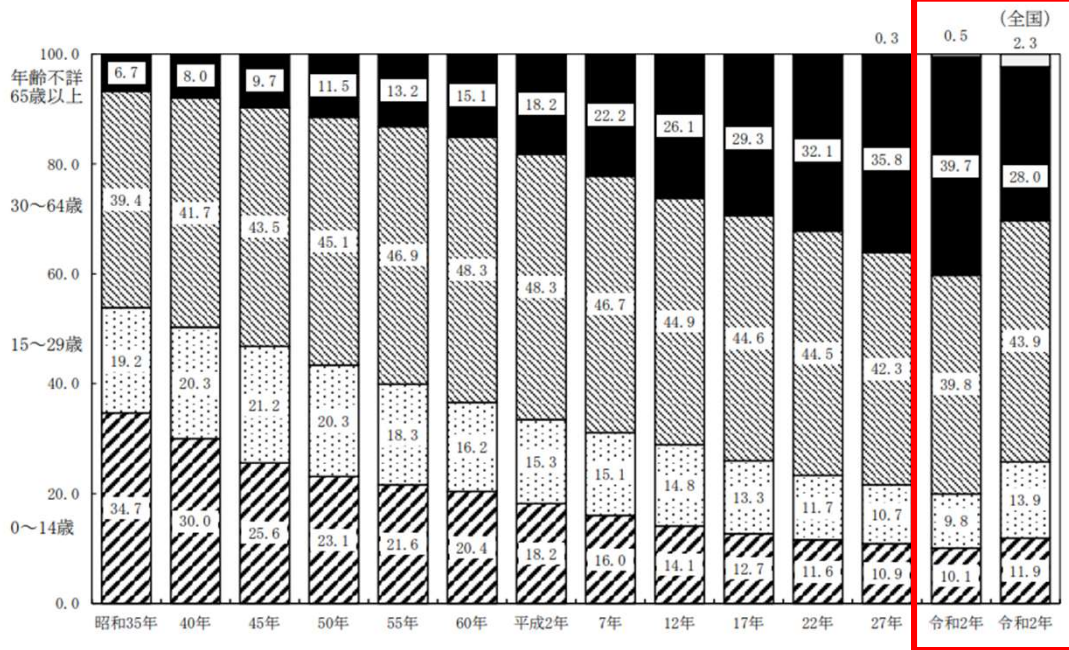
地域をとりまく現状

1. 地域運営組織が注目されている背景

● 地域が抱える課題

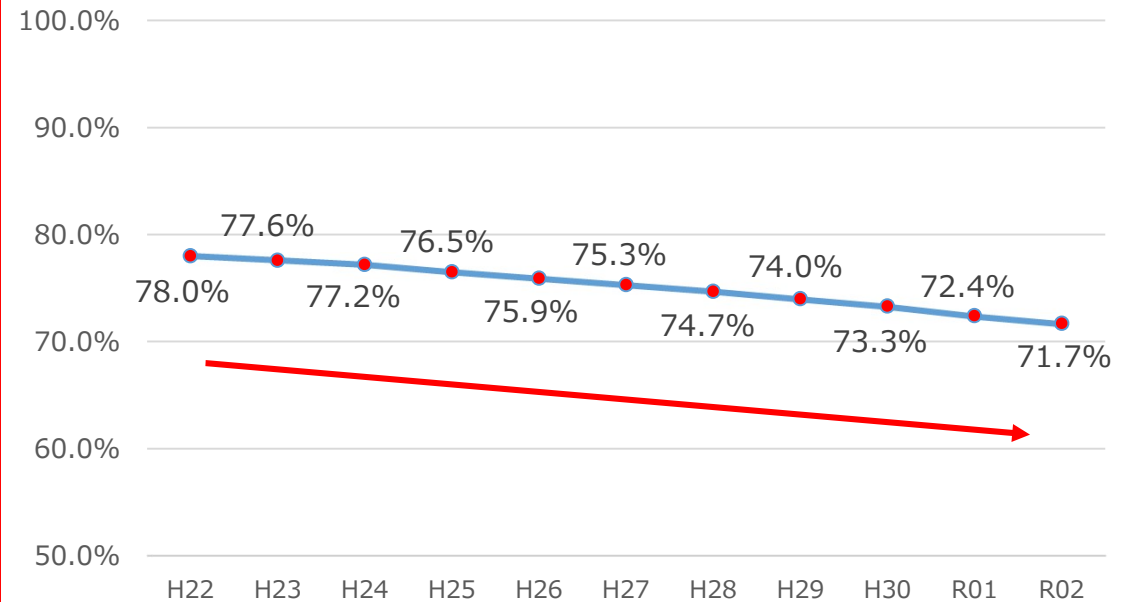
- ・人口減少や高齢化が進む地域における集落機能の低下
- ・商店や公共交通機関の撤退による生活基盤の衰退
- ・自治会や町内会等への加入率の低下による地域コミュニティの希薄化 など

過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



出典：総務省「令和5年度版過疎対策の現況（R7.3）」

600市区町村における自治会・町内会等の加入率の平均



出典：総務省「自治会等に関する市区町村の取組についてのアンケート調査(R3.7)」に基づき作成（自治会・町内会等の加入率(世帯単位)について回答のあった600市区町村における単純平均)

なぜ、地域運営組織（RMO）が注目されているの？

1. 地域の多様な主体が参画し活動する組織「地域運営組織（RMO）」※RMO : Region Management Organization

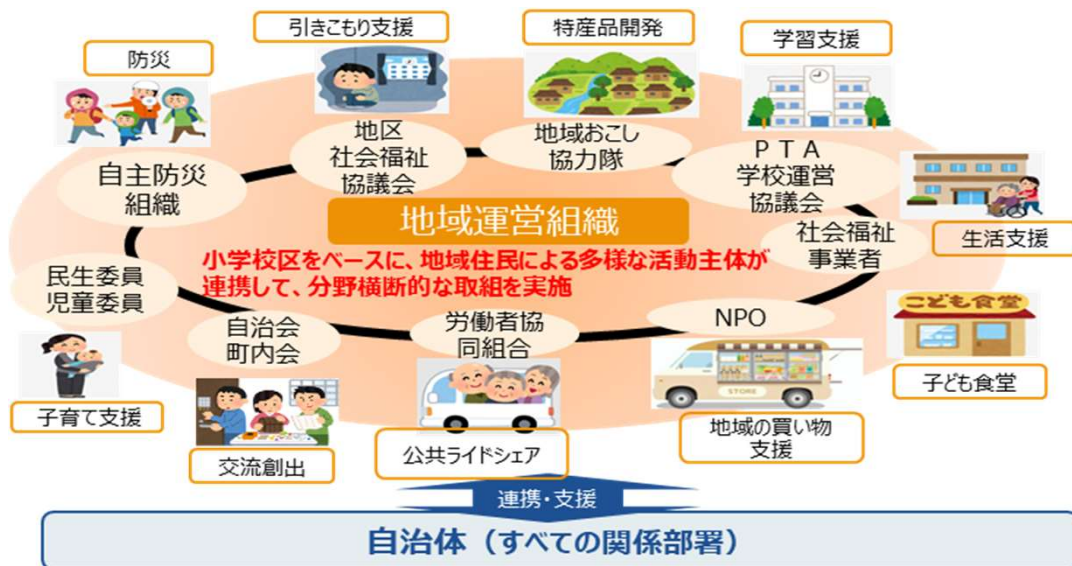


それぞれの課題に対して、自治会やNPO法人などがバラバラに取り組んでも限界がある…

事業性のある活動など、従来の自治・相互扶助活動から**一歩踏み出して**地域課題の解決を図る必要

地域で活動する既存の団体に加え、地域おこし協力隊などの移住者・関係人口も巻き込み、参加することで、活動の持続可能性が高まるとともに情報の共有・人材の交流が生まれる

地域活動のインフラ（基盤）となる組織



充実した地方財政措置の対象となる

1戸1票制ではなく、女性も含めた参加者1人1人が当事者意識を持って活動する団体

地域運営組織（RMO）とは

「地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」

地域運営組織（RMO）の活動実態

団体数 令和7年度は地域運営組織が全国で**8,587団体**が確認され、令和6年度（8,193団体）から394団体増加（4.8%増）し、平成28年度に比べて約2.8倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**903市区町村**であり、令和6年度（893市区町村）から10市区町村増加（1.1%増）

組織形態 法人格を持たない**任意団体が90.3%**、NPO法人が3.4%、認可地縁団体が2.1%

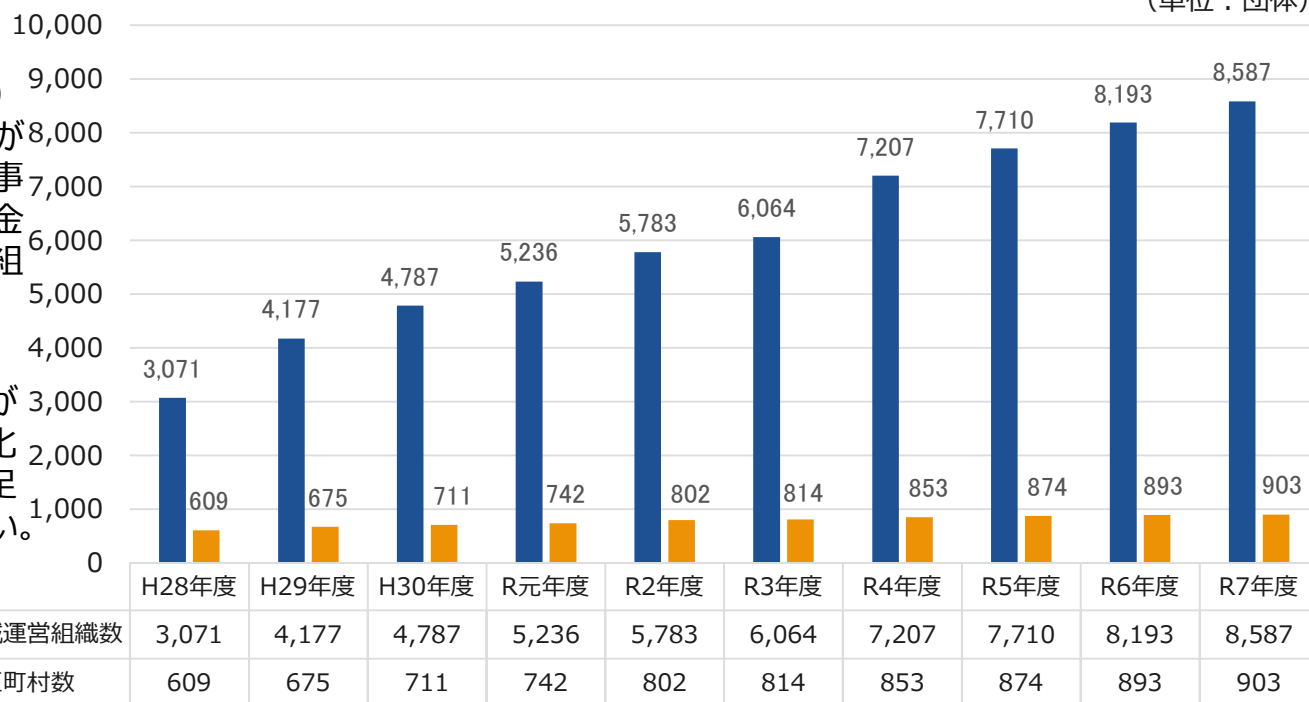
構成団体 自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.8%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（57.5%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（47.7%）が続く。
（複数回答）

活動拠点 活動拠点を有する団体が97.3%、このうち64.3%が公共施設を使用

活動内容 祭り・運動会・音楽会などの運営（71.8%）が最も多く、交流事業（69.7%）、健康づくり・介護予防（62.0%）、防災活動（62.0%）などが続く。
（複数回答）

収入 収入源（第1位から第5位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が86.1%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は45.2%
（複数回答）

課題 活動の担い手となる人材の不足（82.2%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（66.1%）、次のリーダーとなる人材の不足（64.2%）が続くなど、**人材に関するものが多い**。
（複数回答）



※令和7年度 総務省調査（市区町村：1,741団体、地域運営組織：8,587団体が回答）

地域運営組織（RMO）の活動事例

地域運営組織の主な活動は「祭り・運動会・音楽会などのイベント」や「高齢者交流事業」をはじめ、「公共ライドシェア」や「買い物支援（移動販売）」、「ガソリンスタンドの経営」など地域に必要とされている多種多様な取組を実施

生桑振興会（広島県安芸高田市）

- 地域にあったガソリンスタンドと日用品店舗が閉鎖されることとなったが、生桑振興会が中心となり**ガソリンスタンドと食料品店舗の複合施設の更新等を実施。**
- 食料品店舗内には交流や談話できるサロンスペースがあり、地域住民が気軽に立ち寄れる拠点にもなっている。



（特非）きらりよしじまネットワーク（山形県川西町）

- ICTを活用した 高齢者の見守りや地域食堂や子ども食堂での地産地消や移動販売による買い物支援や児童クラブ事業など**住民の生活支援活動を実施。**
- **地域の若者が中心となり住民の話し合いを運営、アイデアを集約し、生活に根差した事業を展開している。**



（特非）かさおか島づくり海社（岡山県笠岡市）

- 島内の公共交通手段が乏しく、運転できない高齢者等の移動が困難な状況から、**公共ライドシェアを実施。**
- 毎日運行の予約制タクシー（グリーンスローモビリティを使用）は、住民の移動手段だけでなく、ゆったりとした観光も楽しめます。



（特非）ほほえみの郷トイトイ（山口県山口市）

- 移動手段のない高齢者や、一人暮らしで不安を抱えている高齢者をターゲットに、生活に必要な食料や日用品を届ける**移動販売サービスを実施。**
- 移動販売車による地域内巡回は、買い物支援のみならず、**高齢者の見守り**の機能も果たしている。



地域運営組織（RMO）への支援

地域運営組織の持続的な運営に向けた課題に対する支援

● 地域運営組織の持続的な運営に向けた課題

- ・活動資金の不足
→“カネ”に関する課題
- ・活動の担い手となる人材の不足
・スタッフの高齢化
→“ヒト”に関する課題
- ・継続的な活動を行う上でのサポート
→“ノウハウやネットワーキング”に関する課題

・“カネ”に関する支援

- 地方自治体の地域運営組織の設立、運営及び経営力の強化などに要する経費の支出経費に対して**地方財政措置（P6参照）**
- 地域運営組織が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援する「**過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業**」の活用



・“ヒト”に関する支援

- 地域運営組織の事務局スタッフ等に「**集落支援員**」や「**地域おこし協力隊**」の活用



・“ノウハウやネットワーキング”に関する支援

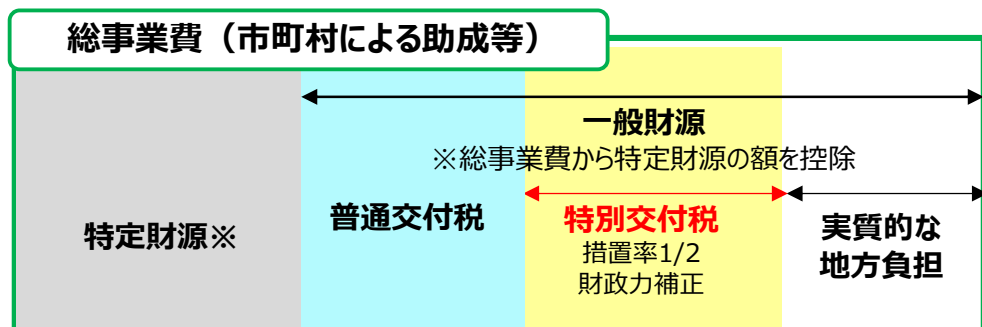
- **国・都道府県**による支援の促進（P7参照）
- 地域運営組織の設立・運営をサポートする「**中間支援者**」の活用（P8参照）
- 総務省のホームページに掲載されている各種テキスト、手引きなどの活用（P9参照）

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1. 住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等への支援に要する経費

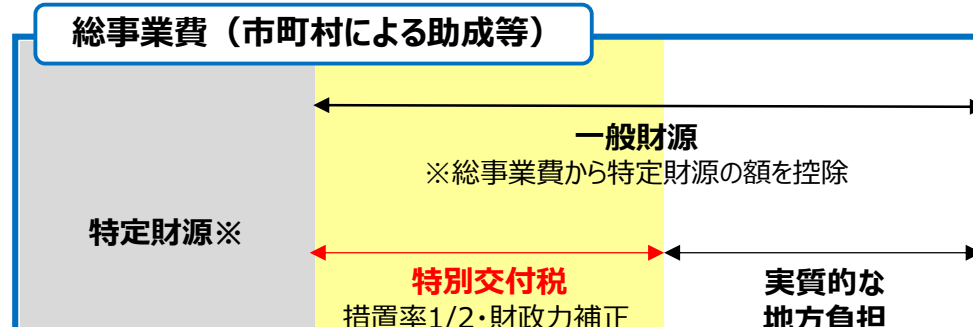
- 事務局運営や事業活動の支援
⇒ 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置



<措置対象>

- (1)：事務局人件費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費等
- (2)：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費等

- 形成支援
⇒ 特別交付税措置



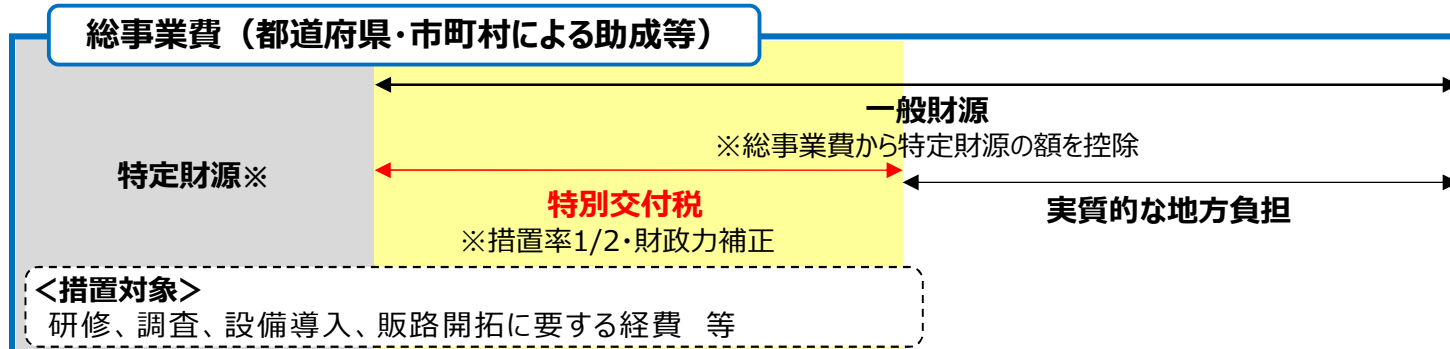
<措置対象>

- ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費等 ※措置回数制限あり
- ※令和8年度からは、ワークショップ開催の為の臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大220万円→240万円）

2. 地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保
等地域運営組織の経営力強化に
要する経費

⇒ 特別交付税措置



※ 特定財源とは都道府県補助金等であり、国から委託費・交付金等が交付されている場合、特別交付税の対象とならない。



● 都道府県が構築する学び合いのプラットフォーム

RMO支援を行うプラットフォームは、13都道府県が形成済、9都道府県が形成予定

● 都道府県の役割

- ・ 市区町村と中間支援者が知り合う機会の創出
- ・ 市区町村担当者同士のつながり
- ・ 都道府県が率先した中間支援者との連携



【プラットフォームの取組例】

- ・ 県、市区町村、中間支援者など、地域づくり支援を行う多様な主体間の情報共有 <ex.兵庫県(報告書概要 P7)>
- ・ RMOが抱える課題やニーズに応じた専門家の派遣 <ex.愛媛県(報告書 P15)>
- ・ 地域づくりの専門家によるスキルアップ研究会の開催 <ex.福島県(報告書 P25)>

● 国が構築する学び合いのプラットフォーム

● 国の役割

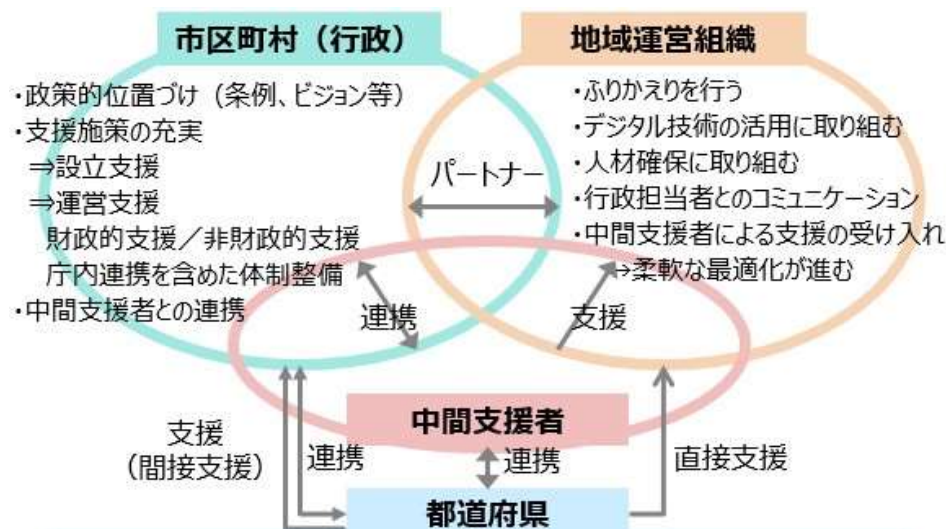
- ・ 都道府県担当者の学び合い・交流の場づくり



【地域運営組織・集落対策に関する意見交換会の開催（年5回程度）】

各都道府県の事例発表のほか、中間支援者や有識者の講話など、学び合いの機会を提供するとともに、担当者間のネットワークの充実・強化を図る。

⇒ 第1回を5月中旬にWEB開催予定



- 地域特性や地域課題等を踏まえた戦略的な位置づけ
- ・ RMOの設立や運営の意義を市区町村に伝え“温度差”を埋める
- ・ 重点的に働きかけるエリアを位置づけるなど戦略的な働きかけや支援
- 振興局等との協働によるプッシュ型のアプローチ
- ・ ニーズの顕在化に向けた、振興局等との協働によるプッシュ型のアプローチ
- 学び合いのプラットフォーム
- ・ 市区町村担当者⇄中間支援者、市区町村担当者同士のつながりのプラットフォーム
- ・ 都道府県が率先した中間支援者との連携
- 市区町村を通じた間接支援
- ・ 市区町村に対する中間支援者的な立場での関わり
- 地域運営組織に対する直接支援
- ・ RMOに対する支援体制の構築（アドバイザー派遣等）
- ・ 都道府県職員が直接地域への支援を担うアプローチ

- 国**
- ・ RMOの形成・運営の実態を継続的に把握、調査研究、公表
 - ・ RMO支援に関わる都道府県や、ほかの主体の期待役割の整理
 - ・ 都道府県担当者への支援（学び合い・交流の場づくり等）

※令和7年度 地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書

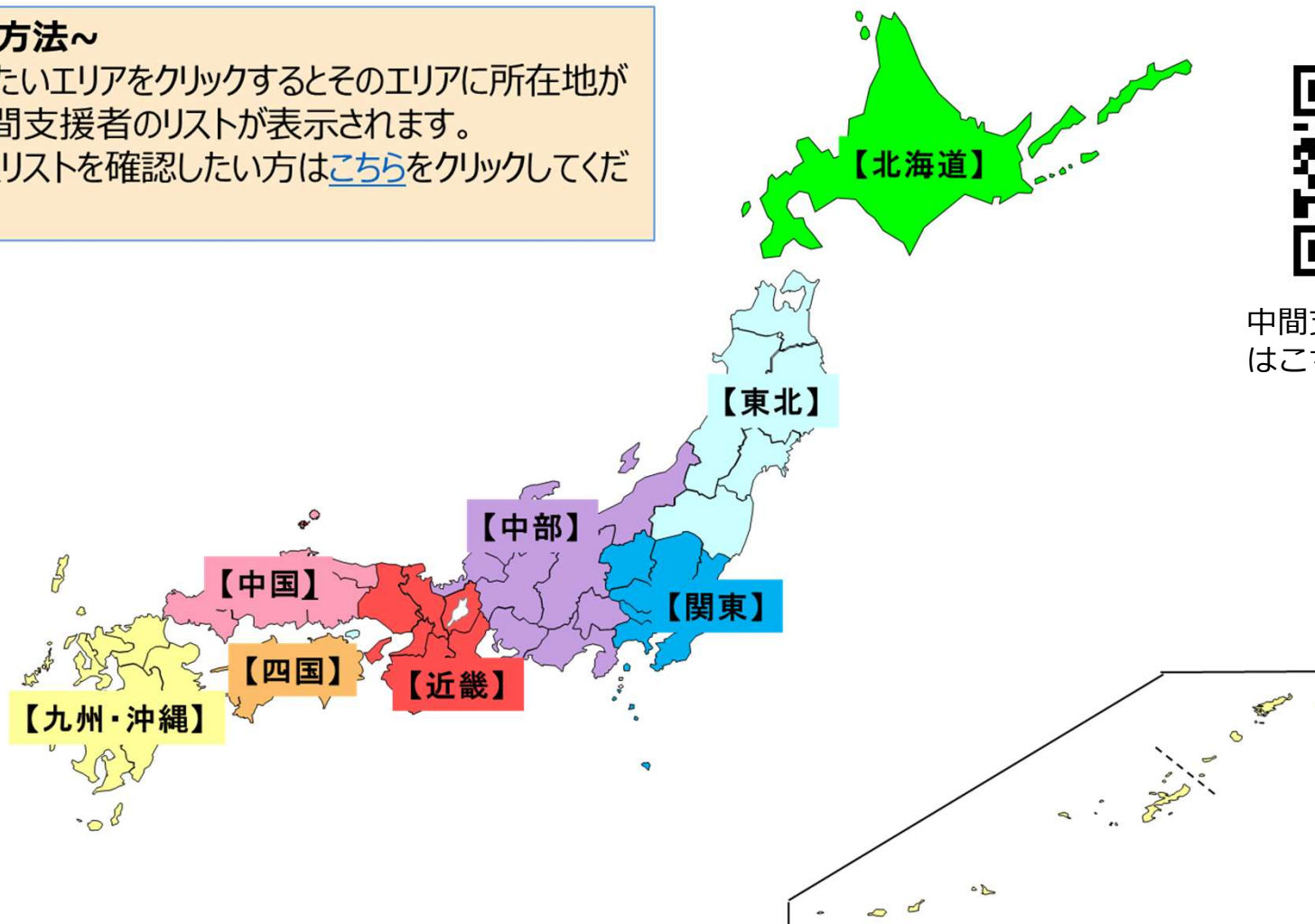
地域運営組織の立ち上げや持続的活動、組織運営を見直す際のヒント

● 地域運営組織などを支援するノウハウを持った団体（中間支援者）の存在について

総務省では、研究事業をとおして地域運営組織の立ち上げや運営を支援する「**中間支援者**」に関する調査・研究を進めています。
令和7年度研究会では全国的に中間支援者を把握し、マッピング形式で総務省ホームページに公開しています。

～操作方法～

確認したいエリアをクリックするとそのエリアに所在地がある中間支援者のリストが表示されます。
全国版リストを確認したい方は[こちら](#)をクリックしてください。

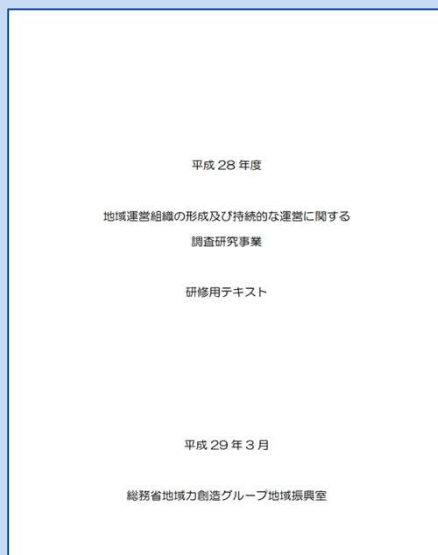


中間支援者マッピング
はこちら

地域運営組織の立ち上げや持続的な活動、組織運営を見直す際のヒント

総務省では、地域運営組織の立ち上げなどに際してヒントとなる情報などをホームページに掲載しています

● 組織を立ち上げたい際はこちら

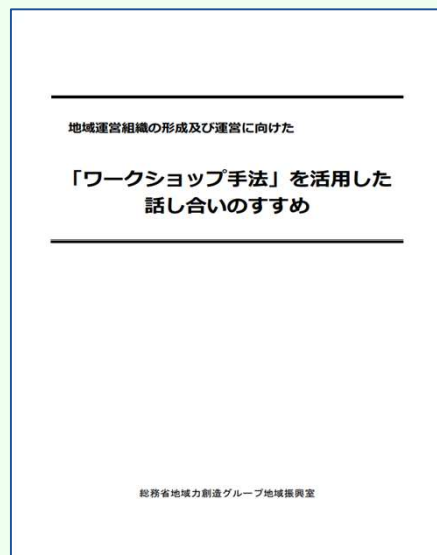


・地域運営組織の立ち上げや運営に当たっての課題を4つに分類し、解決のヒントを掲載！

https://www.soumu.go.jp/main_content/000997424.pdf



● 地域の方と話し合いをうまく進めたい際はこちら

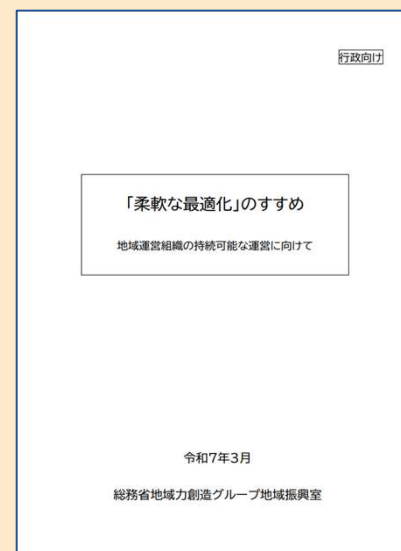


・自治体職員へ向けた“話し合いの進め方”のアイデアをワークショップ手法に着目し、掲載しています！

https://www.soumu.go.jp/main_content/000997425.pdf



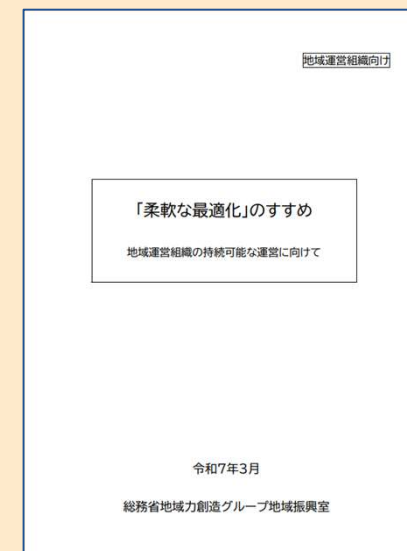
● 活動や組織運営を見直したい際はこちら



【自治体職員向け】

・地域運営組織の活動内容について見直したい場合等に参考となるテキストとなっております！

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001568.pdf



【住民の皆様向け】

・地域運営組織の活動内容について見直したい場合等に参考となるテキストとなっております！

https://www.soumu.go.jp/main_content/001001569.pdf



INFORMATION～各種情報について～

・地域運営組織に関する総務省のホームページはこちら

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/chiiki_unneisosiki.html



・地域運営組織に関する基本的な紹介動画をご覧になりたい方はこちら

<https://youtu.be/F4Jpiba5eTA>



“地域運営組織とは”といった内容となっておりますので、**地域運営組織に関する研修会や自治体での職員の事務引継ぎ**など、**様々ご活用ください!**

・地域振興室のInstagramはこちら

https://www.instagram.com/mic_chishin/



Follow me !!

「指定地域共同活動団体」制度について

『指定地域共同活動団体』制度の概要

○ 人口減少等により経営資源が制約される中で、住民が快適で安心な暮らしを営むことができるサービスの提供や地域課題の解決のため、今後、地域の实情に応じて、地域社会の多様な主体が参画し連携・協働する枠組み(プラットフォーム)を、市町村が構築し、その活動を下支えする取組が重要。〔第33次地方制度調査会答申(令和5年12月)〕

⇒ 令和6年の地方自治法一部改正(法第260条の49)により創設された「指定地域共同活動団体」制度の活用を通じて、地域における共助の仕組みを支え、多様な主体が連携・協働し、生活サービスを提供しやすい環境を整備。

【総務省重点施策2026(抄)】[R7補正;0.2億円]

☆ 新たな制度の円滑な導入・運用に向けて、先駆的な取組事例等を参考に、導入ガイドブックの作成や周知・啓発等を実施。

1. 主体の指定

【施行期日】令和6年9月26日

地域的な共同活動を行う主体

【イメージ】

- ・ 自治会・町内会等の地域の活動団体が、地域の多様な主体と連携・協働しながら、地域的な共同活動を実施

○ 地域的な共同活動のイメージ

- ・ 地域の美化・清掃
- ・ 高齢者の健康づくり・生活支援、子どもの居場所づくり、多世代交流活動
- ・ 高齢者・子どもの見守り 等

右記の要件を満たすものを、市町村長が指定することができる

指定地域共同活動団体

以下の内容を市町村が条例で具体化

【指定対象】

- ・ 区域の住民 又は 区域の住民を主たる構成員とする団体 を主たる構成員とする団体

【指定の要件】

- ・ 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動(特定地域共同活動)を行う
- ・ 地域の多様な主体との連携等により効率的・効果的に活動を行う
- ・ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営の確保 等

2. 指定の効果

- ・ 活動資金の助成、情報提供など、市町村の支援を受けることができる
- ・ 他団体との連携により効率的・効果的に活動を行うため、市町村に調整を求めることができる
- ・ 市町村から行政財産の貸付け、関連事務の随意契約による委託を受けることができる

【行政財産の貸付けのイメージ】

- 市保健センター内の一室を活用し、交流喫茶等を開催
 - 市保健センターに相談に訪れた高齢者等が、その場で交流喫茶に参加することが可能。
 - 市の健康診断等に合わせて、運動・食事の改善等について学ぶ健康セミナーを開催。



【随意契約による委託のイメージ】

- 公園の維持管理と、地域の美化活動を一体的に実施
 - 公園周辺の地域美化活動団体への委託で、地域資源を活用するなど地区の一体性がある環境美化活動が可能。



「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ①

※『「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について』(令和6年9月26日付け総務省自治行政局市町村課長通知)等より
 ※ []内は、地方自治法第260条の49の条項を示す

1. 指定の対象 ◆ 指定地域共同活動団体として指定することができる対象は、次の2点のいずれにも該当する団体〔第2項本文〕

1) 地域的な共同活動を行う団体であること

- 当該団体の本来の目的が、その地域で暮らす人々が自ら助け合い、地域的な諸課題の解決のために共同して行う活動にあり、現にそのような活動を行っている団体であること ⇨ 指定の対象は、「地域的な共同活動を行う団体」に限られる

例) 営利企業 × (注 本来の目的が地域的な共同活動を行うことではないため)

2) 地縁による団体〔法第260条の2第1項〕 その他の団体(当該市町村内の一定の区域に住所を有する者(住民)を主たる構成員とするものに限る。) 又は 当該団体を主たる構成員とする団体 であること

- 本制度は、地域において住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(≡ 特定地域共同活動)を行う、住民を主たる構成員とする団体の活動に着眼したもの

想定される構成員の区分	主たる/従たる構成員の整理による指定対象の要否		
	パターンA = ○	パターンB = ○	パターンC = ×
① 住民 ▪ 市町村内の一定の区域に住所を有する者	主	従	従
② 地縁による団体 ▪ ①を主たる構成員とする団体	従	主	従
③ ①②以外の主体 ▪ 住民以外の個人(通勤・通学者等) ▪ ①を主たる構成員としない団体(住民主体ではない市民活動団体、非営利団体、企業、商店街連合会 等)	従	従	主

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ②

2. 指定の要件 ◆ 地域の実情に応じて市町村の条例で定めることを基本としつつ、次の全ての要件を具備する必要〔第2項各号〕

1) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして 条例で定めるもの(特定地域共同活動)を、地域の多様な主体との連携 その他の方法により 効率的・効果的に行うと認められること〔第1号〕

- 地域的な共同活動のうち、人口減少・少子高齢化による様々な資源制約や、住民ニーズ・地域課題の多様化・複雑化の中で、地域で住民が快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(≡ 特定地域共同活動)を行う団体が、指定対象
- 特に必要となる生活サービスの内容は、地域の実情により異なるため、具体的な特定地域共同活動の内容は、各市町村の条例で定める
- 他団体との連携による相互補完やスケールメリットにより、地域全体として効率的・効果的に生活サービスの提供を行う必要

2) 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして 条例で定める要件を備えること〔第2号〕

- 指定の効果として、支援や調整、特例の適用などの特別の立場が与えられることから、適正な運営が確保されていることが必要

① 民主的な運営

→ 構成員全員の意思に基づいて団体運営に係る意思決定がなされている (例) 代表者及び役員 構成員の意思に基づく選出

② 透明性の高い運営

→ 活動状況や財務状況などが対外的に公開されている (例) 活動報告や会計書類の公表

③ その他適正な運営

→ ①②以外の事項により運営の適正性が図られている (例) 構成員資格の得喪に係る適正な運用など

3) 一定の事項を内容とする定款・規約等を定めていること〔第3号〕

- 組織としての基本的な体制を備えるため、一定の事項を定める必要

① 目的、② 名称、③ 主としてその活動を行う区域、④ 主たる事務所の所在地、

⑤ 構成員の資格に関する事項、⑥ 代表者に関する事項、⑦ 会議に関する事項、⑧ 会計に関する事項

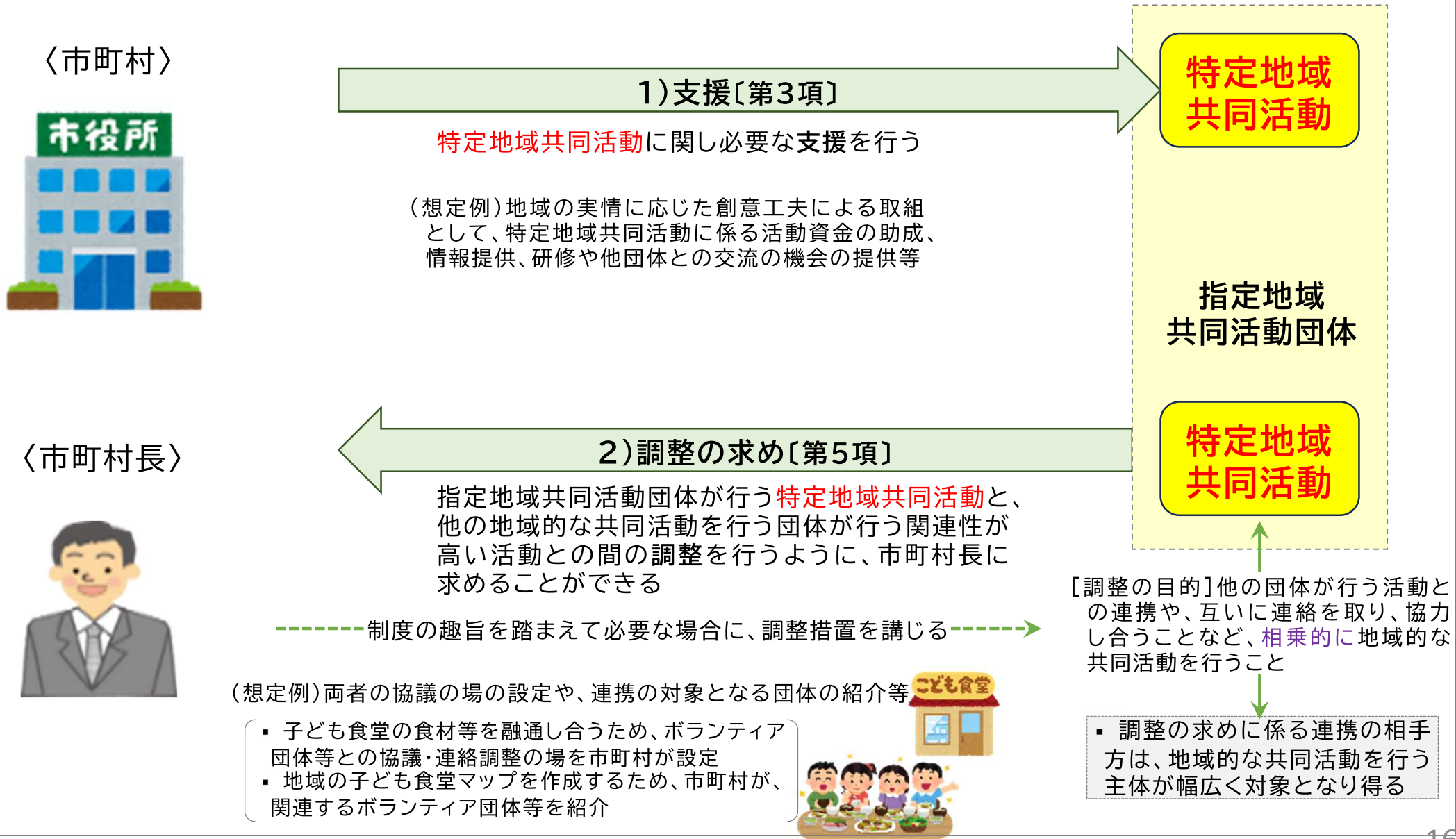
4) 上記のほか、条例で定める要件を備えること〔第4号〕

- 1)で規定する活動内容、2)・3)で規定する運営の適正性とは異なる考慮事項を反映させるため、条例で独自に要件を設けることが可能

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ③

3. 支援・調整

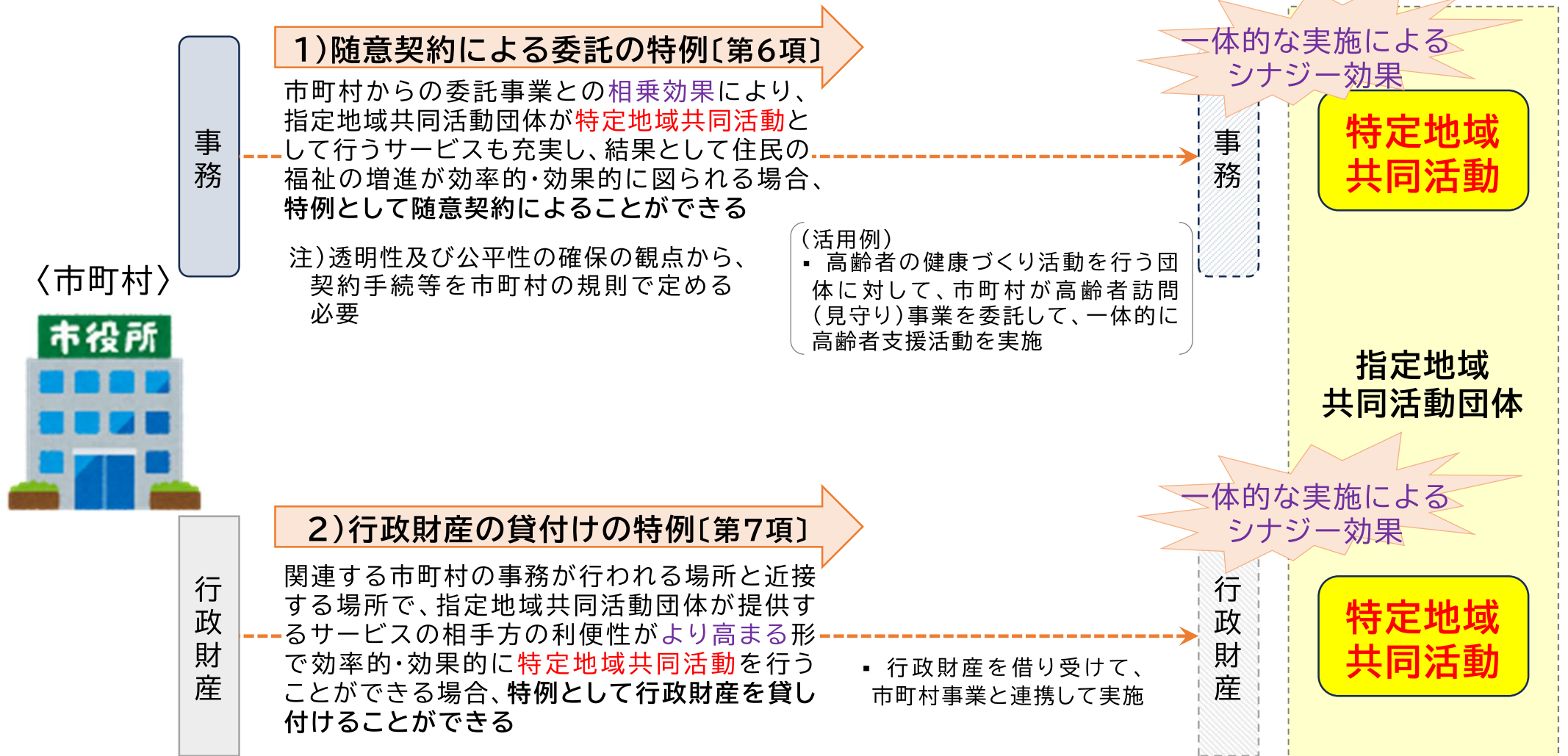
◆ 市町村と指定地域共同活動団体が協力して、効率的・効果的に活動を行えるよう、市町村が支援や調整を行う



「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ④

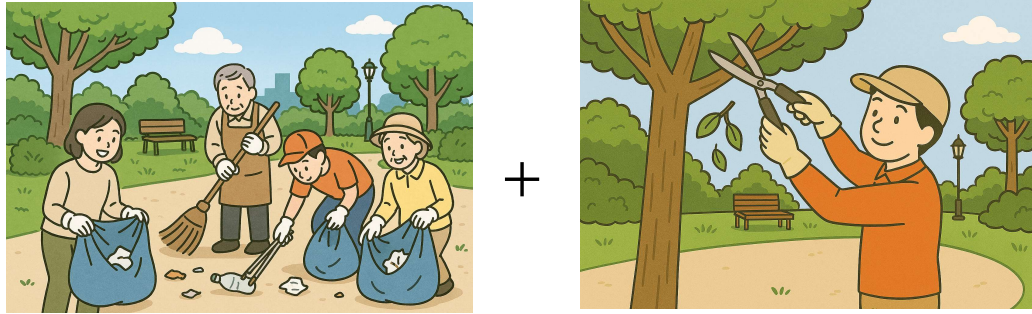
4. 随意契約及び行政財産の貸付けに関する特例

◆ 市町村と指定地域共同活動団体が行う**特定地域共同活動**との**相乗効果**により、**効率的・効果的に住民の福祉の増進を図る環境の整備に資する場合には、随意契約による事務委託及び行政財産の貸付けを可能とする特例を設けている**

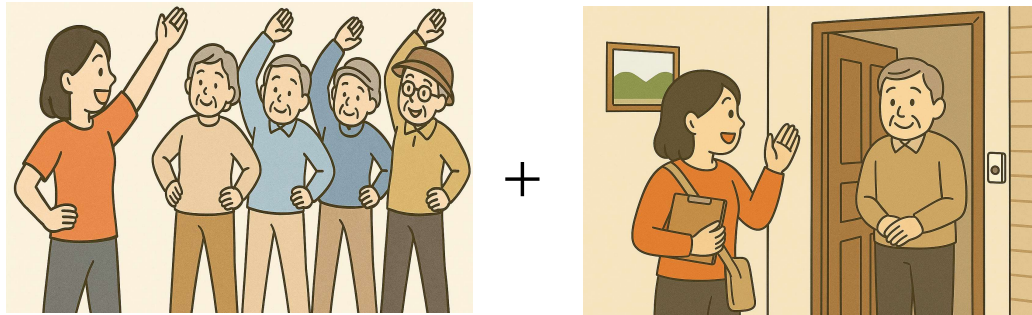


指定地域共同活動団体への随意契約の想定例

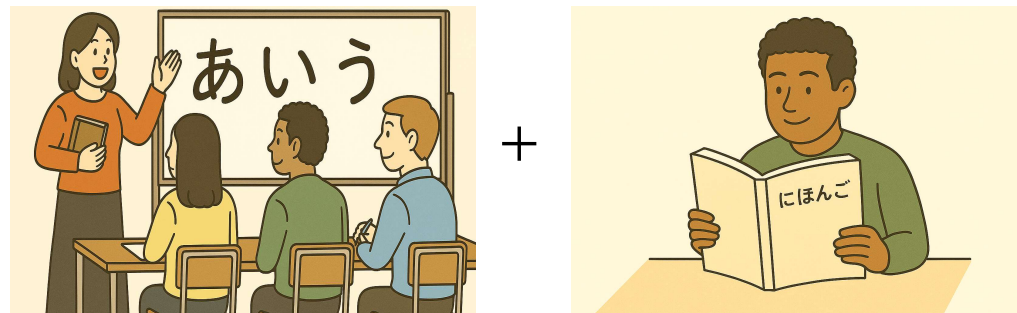
- 地域の美化清掃活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が地域内にある公園の維持管理業務を委託して、一体的に地域の環境整備を図る。



- 高齢者の健康づくり活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が高齢者訪問(見守り)事業を委託して、高齢者支援として一体的に活動を行う。



- 地域の多文化共生活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が外国人住民向けの日本語講座事業を委託して、一体的に活動を行う。



※画像出典:Microsoft Copilot による生成画像(2025年10月作成)

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方について ⑤

5. 適正な運営を確保するための仕組み ◆ 団体の自主性・自立性を尊重しつつ、市町村からの関与は、必要最小限の事項に限定

1) 指定地域共同活動団体の活動状況及び支援の状況の公表〔第4項〕

〈市町村長〉



- 活動の状況や団体への公金支出を含む市町村による支援の状況について、指定を行った市町村長が住民への説明責任を果たす

2) 報告徴収〔第10項〕

特定地域共同活動の適正な実施を確保するため、報告を求めることができる

3) 措置命令〔第11項〕

適正な運営確保のための必要な一定の場合に、期限を定めて、改善措置命令ができる

4) 指定の取消し〔第12項〕

適格性を欠くと認められる一定の場合に、指定を取り消すことができる

指定地域共同活動団体

- ✓ 求めに応じて、必要な情報を報告する
(cf. 特定地域共同活動の状況、指定要件の具備の確認、支援や調整・特例(随契・行政財産の貸付)の適用の確認に必要な情報の取得、組織・運営等に関する事項等)
- ✓ 適正な運営を確保するための改善措置を講じる
(①指定要件の不備、②法令等違反、③不適正な運営の改善)
- ✗ 指定が取り消される
(①指定要件を欠き改善が期待できない、②措置命令違反、③不正な手段による指定の申請、④その他条例の定め)

6. 条例等の整備 ◆ 本制度の導入・運用に当たり、市町村が、地域の実情に応じて、条例等で定めることが想定される主な事項

① 法令上、条例に規定することが委任されている事項

ア. 指定に必要な要件に係る事項

- 特定地域共同活動の内容〔第2項第1号関連〕
- 民主的で透明性の高い適正な運営を確保するための具体的な要件〔第2項第2号関連〕
- その他条例で指定要件を定める場合の具体的内容〔第2項第4号関連〕

イ. 適正な運営を確保する仕組みに係る事項

- 市町村長による指定の取消しを行うことができる事由として、その他条例で定める事項〔第12項関連〕

② その他、指定の申請等の手続や支援・調整の内容等、制度の円滑な運用に当たって必要と考えられる事項

③ 一定の場合に認められる随意契約の特例の適用に当たり、契約手続の透明性及び公正性の確保を図る観点から、契約締結の手続として、規則(ex. 契約規則・財務規則・会計規則等)で定めることが想定される事項

『指定地域共同活動団体』に対する市町村支援への地方交付税措置

- 市町村においては、地域の実情に応じて、地域の多様な主体の連携及び協働を推進するための枠組み(プラットフォーム)の構築や、指定地域共同活動団体制度の活用・特定地域共同活動に対する支援等を通じて、生活サービスを提供しやすい環境整備を進めていくことが期待される。
- このため、指定地域共同活動団体に対する設立・運営支援等に要する経費について、地域運営組織と同様の地方交付税措置を講じる。〔令和7年度からの拡充〕

→ 拡充の考え方

❖ 地域運営組織以外[※]の主体が指定地域共同活動団体に指定された場合における市町村支援に要する経費として、以下の①・②について、既存の地域運営組織の設立・運営に関する特別交付税措置と同様の措置(算定対象に追加)を講じる。

- ① 地域の活動主体が指定地域共同活動団体となるために必要な組織形成への支援に要する経費
- ② 指定地域共同活動団体の活動への支援等に要する経費

支援対象が「指定地域共同活動団体」である場合には、その主体が、地域運営組織、地域運営組織以外のいずれの場合でも、同水準の地方交付税措置を講じる。

→ 【参考】既存の地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置〔市町村〕

- ① 地域運営組織の形成支援（ワークショップ開催等） → 特別交付税措置(※)
- ② 地域運営組織の運営や事業活動（住民共助による見守り・交流の場や居場所づくり等）の支援 → 普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置(※)

※ 特別交付税措置(措置率0.5・財政力補正あり)

「指定地域共同活動団体」の検討状況

○「指定地域共同活動団体」制度の導入の要否について検討している団体数は**193団体**であり(R8.1現在)、**導入済市町村における効果**について特に知りたいと考えている。

→ 効果測定は、導入前から実施する必要があることから、令和8年度は、効果測定支援を行う予定

→ 希望団体は、総務省自治行政局市町村課まで相談ください。

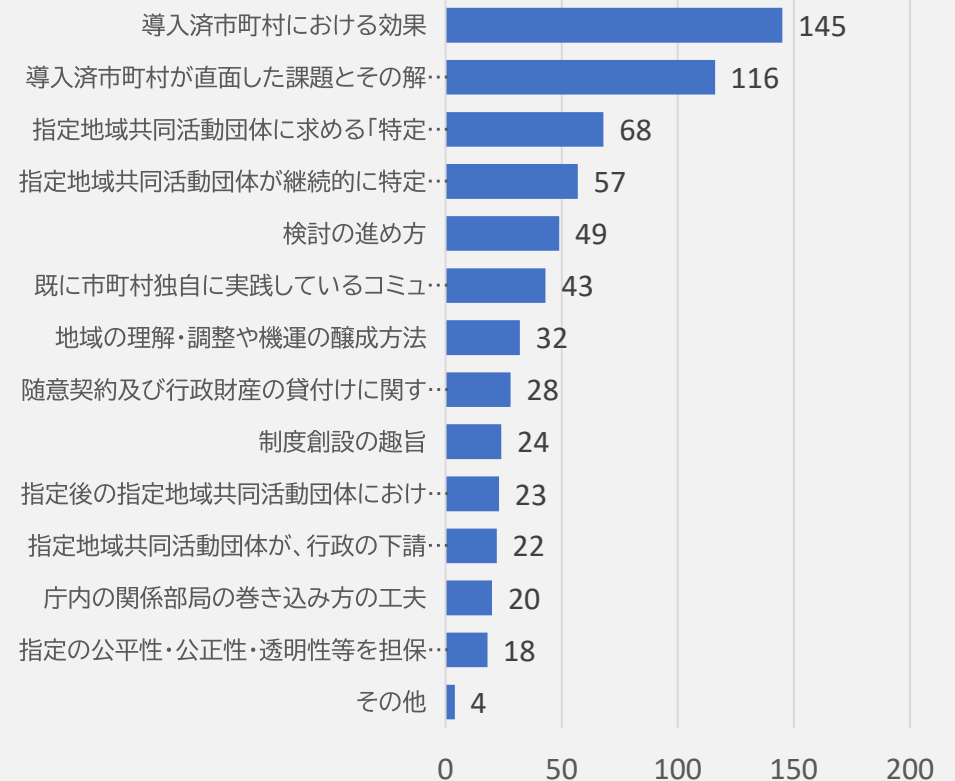
【「指定地域共同活動団体」制度の検討状況に関するアンケート調査(速報値)】

調査期間:令和8年1月～3月 調査時点:令和8年1月現在 実施方法:WEBアンケート調査 調査対象:全国1,741市区町村

「指定地域共同活動団体制度」の検討状況

	団体数 【団体】	割合 【%】
①導入済	3	0.2
②導入の要否について検討し、導入に向けて取組中	3	0.2
③導入の要否について検討中	193	11.1
④導入の要否について検討し、導入の意向なし	91	5.2
⑤導入の要否について検討をしていない	1,143	65.7
⑥未回答	308	17.7
合計	1,741	100

③を回答した団体において、検討に当たって特に知りたい情報(複数回答)





ひろしまLMO(指定地域共同活動団体)の概要

本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、ひろしまLMOを指定地域共同活動団体として位置付け、ひろしまLMOを基盤とした持続可能な地域コミュニティの実現を目指します。

ひろしまLMO(エルモ)とは

ひろしまLMOは、おおむね小学校区を活動範囲として、地域の実情に応じて、地域団体やNPO、協同労働団体、企業、商工会、住民有志など、多様な主体と連携しながら地域課題の解決に取り組む団体であり、本市における共助の精神に基づく市民主体のまちづくりの基盤となる団体です。

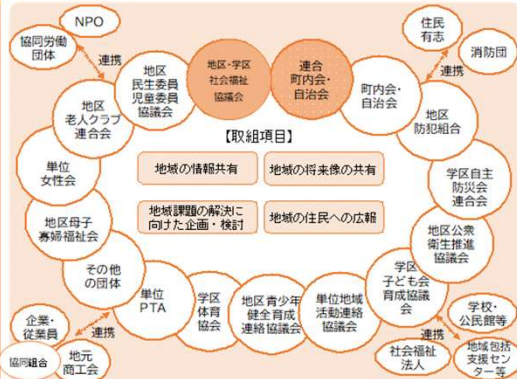
本市では、「広島市指定地域共同活動団体の指定等に関する条例」に基づき、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動(特定地域共同活動)を地域の多様な主体と連携し、効率的かつ効果的に行う団体を「ひろしまLMO」として指定しています。

ひろしまLMOとして指定を受けるためには、構成団体や活動内容等に関する要件があり、その概要は以下のとおりです。

構成団体

ひろしまLMOは、共助の精神に基づく多様な主体と連携する団体であることから、地区・学区社会福祉協議会と連合町内会・自治会に加えて、次の(1)~(12)の団体の中から、地域の実情に応じて決定した半数以上の団体を構成員とする必要があります。

- (1) 自主防災会
- (2) 防犯組合
- (3) 体育協会
- (4) 民生委員児童委員協議会
- (5) 女性会
- (6) 老人クラブ
- (7) 地域活動連絡協議会
- (8) 母子寡婦福祉会
- (9) 子ども会育成協議会
- (10) 青少年健全育成連絡協議会
- (11) 公衆衛生推進協議会
- (12) PTA



※ 構成メンバーは地域の実情に応じて決定

活動内容(特定地域共同活動)

ひろしまLMOは、指定を受けるためには、まちづくりに関する中長期的計画書に、次の(1)~(15)のうちいずれかの活動(特定地域共同活動)を行うかを明記する必要があります。

- (1) 地域住民の生活支援に資する活動
- (2) 地域住民の健康の維持増進に資する活動
- (3) 地域住民の交流促進に資する活動
- (4) 地域住民の生涯学習に資する活動
- (5) 地域のこども及び子育て世帯への支援に資する活動
- (6) 地域の高齢者、障害者等への支援に資する活動
- (7) 地域の生活環境の整備又は美化に資する活動
- (8) 地域の防災又は減災に資する活動
- (9) 地域の防犯に資する活動
- (10) 地域の交通安全に資する活動
- (11) 地域の伝統的な行事又は文化の継承に資する活動
- (12) 地域の魅力の向上に資する活動
- (13) 地域課題等の把握に資する活動
- (14) (1)~(13)の活動の地域内外への情報の発信に資する活動
- (15) (1)~(14)の活動の新たな担い手の確保に資する活動

(出典:広島市作成資料)

詳細は、こちら↓

令和8年3月10日発行(毎月1回10日発行) 通巻559号

2026

3

No.559

住民行政の窓

寄稿
持続可能な地域コミュニティの実現に向けた広島市の取組
—全国初の「指定地域共同活動団体制度」の導入と
運営面に着目したガイドラインの展開—
広島市企画総務局地域活性化調整部コミュニティ再生課課長補佐 相本 祐三

解説
【新連載】住民基本台帳法逐条解説(1)
総務省自治行政局住民制度課主査 杉浦 俊介

自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト第3弾
総務省自治行政局市町村課行政経営支援室事務官 寺本 健人

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針に基づく共通化の推進について(第5回)
—「自治体が保有する行政データの
匿名加工・統計データ化システム」編—
総務省自治行政局行政課併任市町村課行政経営支援室課長補佐 三木 裕太郎

ファミリーカウンセラーの窓から⑧
“ギャンブル依存”というフィールド
公益社団法人家庭問題情報センター

地図で眺める街の変遷 ③⑨
油田のある城下町・秋田
今尾 恵介

編集協力 市町村自治研究会
日本加除出版株式会社

総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 地域コミュニティ

地域コミュニティ

1. 地域コミュニティについて

- 地域コミュニティに関する調査研究等
- 自治会等における地域活動のデジタル化実証事業成果報告書(令和6年3月)
- 自治会等における地域活動のデジタル化ハンドブック(令和7年3月)
- 地域活動事例
- 地方財政措置

2. 認可地縁団体制度について

- 認可地縁団体制度とは
- 認可状況調査
- 認可地縁団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等


3. 指定地域共同活動団体制度について

- 指定地域共同活動団体制度とは
(概要、関連条文、第33次地方制度調査会答申(抄)、地方財政措置)
- 指定地域共同活動団体制度に関する地方公共団体への通知・事務連絡等

認可地縁団体の代表者の住所告示 の見直しについて

令和7年地方分権提案における認可地縁団体制度の見直し提案について

提案事項	認可地縁団体の代表者の住所告示の見直し (重点事項;個人の住所に係る告示等の見直し に該当)
提案団体 (追加共同)	京都市 (花巻市、川崎市、稲沢市、亀岡市、山陽小野田市、南あわじ市)
求める措置 の内容	認可地縁団体の認可等に係る告示において、住所を告示することを廃止する。
支障事例	認可地縁団体の認可等に係る告示(地方自治法施行規則第19条第1号、第6号)について、 当市において個人の住所を含めた告示を行っているが、個人情報保護の観点から問題があるため、見直しを検討されたい。
効果	認可地縁団体の代表者等の個人情報保護される結果、当該代表者等やその家族の生命、 身体及び財産が危険にさらされることが解消される。
対応方針 (R7.12/23 閣議決定) 記載内容	4【総務省】 (1)地方自治法(昭22 法67) (vii) 市区町村長が地縁による団体を認可地縁団体として認可した場合等に告示すべき事項(施行規則19条1項1号から3号及び6号)については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、認可地縁団体の代表者の個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

 近日中に、地方自治体の担当者向けに、見直し結果について、説明動画を配信予定